

協会  
けんぽ

# わかやま通信

2017

1

**「医療費のお知らせ」  
をお送りします**

協会けんぽでは、加入者（従業員およびそのご家族）の方に、受診された医療機関や医療費等を確認していただくため、年一回「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りしています。

事業所の担当者様にはお手数をおかけしますが、お送りした「医療費のお知らせ」は開封せず、従業員様にお配りください。



**発送時期：平成29年2月中旬**

**送付の対象になる方：平成27年10月～平成28年9月に  
医療機関等で受診された方**

## よくあるお問い合わせ

**「医療費のお知らせ」と一緒に返信用封筒が同封されていました。何か返送の必要がありますか？**

**A:** 「医療費のお知らせ」の作成から発送までに日数がかかるため、すでに退職している方の分が含まれている場合があります。

お手数ですが、退職している方の分がありましたら、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

**「医療費のお知らせ」が届きましたが、従業員全員分がないのですが？**

**A:** 「医療費のお知らせ」は対象期間に医療機関等に受診のない方につきましては、作成されません。

そのため、「医療費のお知らせ」が届かない方もございます。



「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは、  
レセプトグループ（電話073-435-0222）までお願いします。

 **全国健康保険協会 和歌山支部**  
協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階

グループごとに直通の電話番号がございます

代表(企画総務グループ)	073-421-3100	保健グループ	073-435-0224
業務グループ(給付係)	073-421-3102	レセプトグループ	073-435-0222
業務グループ(適用係)	073-435-0220		

活き活き職場へレッツ・チャレンジ

和歌山支部ホームページは [協会けんぽわかやま](#) で検索

# 協会けんぽのマイナンバー（個人番号）取扱いのお知らせ

協会けんぽにおけるマイナンバーの利用開始日などの詳細につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

## いつからマイナンバーの利用が開始されますか？

協会けんぽでは、平成29年1月から各種申請書にマイナンバー欄の追加を行います。また、平成29年7月からは、他の医療保険者や行政機関等との情報連携を開始する予定です。

## 従業員のマイナンバーの提出は必要ですか？

事業主の皆さまから協会けんぽに対して、従業員やそのご家族のマイナンバーを提出いただく必要はありません。

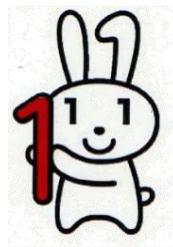
加入者の皆さまのマイナンバーについては、加入者や事業主の皆さまの事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集を行います。

## どんな時にマイナンバーを利用しますか？

平成29年7月から、高額療養費などの給付の申請において、非課税証明書等の証明書の添付が必要となる場合に、ご本人さまからの申し出によりマイナンバーを利用して添付書類の省略を可能とする予定です。

≪申請書にマイナンバーをご記入いただくことにより、添付書類の省略が可能となる予定の申請≫

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 基準収入額適用申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請



また、平成29年7月以降、他の医療保険者等から加入者情報等の情報照会があった場合に、国が準備している情報提供ネットワークシステムを通じて対応を行います。

## ●加入者・事業主の皆さまへお願い

### 平成29年1月以降

- ・退職後の任意継続保険の手続きをする際に、被扶養者として届出する方がいる場合
- ・任意継続保険加入中の方が、新たに被扶養者を追加する場合

上記の場合には

**申請書に被扶養者のマイナンバーを記入していただくことが必須になります。**

未記入の場合は、いったん申請書をお戻しした上で、記入をご依頼することになりますので、ご協力をお願いします。